

(様式第1号)

平成26年度 第4回芦屋市青少年問題協議会 会議録

日 時	平成26年11月4日(火) 15:00~17:00
場 所	南館4階第一委員会室
出 席 者	委員 長 廣木 克行 委 員 守上 三奈子 委 員 中田 伊都子 委 員 重村 啓二郎 委 員 曾和 義雄 委 員 星野 典子 委 員 小牧 直文 委 員 中村 尚代 欠席委員 新井野 久男 欠席委員 大久保 文昭 欠席委員 近藤 誠人 欠席委員 大塚 圭子
事 務 局	青少年育成課 課長 田中 徹 青少年育成課 係長 木村 守彦 青少年育成課 主事 無量林 良蔵
会議の公開	■公開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 子ども・若者計画の素案（パブリックコメント）について
- (2) その他

2 配布資料

- ・平成26年度第4回芦屋市青少年問題協議会 次第
- ・子ども・若者計画 素案
- ・芦屋市子ども・若者計画に関する調査結果報告書（第2版）
- ・関係機関ヒアリング，ワークショップ，調査シート結果報告書
- ・骨子案の概要

3 審議経過

事務局より，芦屋市情報公開条例に基づき本協議会が公開であり，議事録及び委員名を公表すること及び配布資料の確認。

(1) 子ども・若者計画の素案について

廣木会長：それでは、先ほども述べましたが、前回まで子ども・若者計画の骨子案の中身について、皆さんにご議論いただいております。その中で出てきた様々な意見、前回も非常に貴重なご意見を出していただきましたが、そのご意見をいただきましたものを含めまして、そしてまた個別に事務局のほうにご提案があったものも含めまして、内容を検討し、子ども・若者計画の素案として、お手元に渡っているこの資料ができあがりました。今日はこの素案についてのご説明を事務局からいただきまして、その中身について確定していく議論をしていただきたいと思います。では、素案の説明をよろしくお願いします。

事務局：（子ども・若者計画素案について説明）

廣木会長：ありがとうございます。まず各章について1つ1つ検討していくのは、この後の議題にすることにさせていただきます。まず今、全体のご報告を聞いて、お気づきの点について、または質問等について出していきたいと思いますが、どうでしょうか。質問やご意見ございませんでしょうか。先ほどニートの表記を若年無業者と書き換えて日本語としてわかりやすくしたつもりで、このようにかえさせていただきましたが、このようなことも含めてご意見やご質問がございましたら出していきたいと思います。それでは特にないようですので、このあと各章ごとに審議してまいります。その中でお気づきの点について、改めてお出しただければと思います。今日はこの素案を確定して、その後行政内部での手続きを経て、公開の意見を、パブリックコメントを聞いていく段取りに入っていくということですので、今回はこの素案を確定していきたいというように思います。限られた時間ではありますが、各章について特に問題点や疑問点がございましたら、おそらく今日がそれに関する最後のチャンスになると思いますので、なにとぞよろしくお願いいたします。まず、第1章、1ページから3ページのところをご覧になって、ご意見やご要望、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。では第1章については特に問題はなしとして、先に進ませていただきます。それでは次は第2章、子ども・若者を取り巻く状況として芦屋市のデータ、全国のデータ、そしてこの前のアンケートの結果、これらに目配りをして重要と思われる資料をここに掲載し、これは市民向けにもオープンにする資料になるわけですが、この資料について、特にご意見、ご指摘、ご要望どの観点からでも結構ですので、第2章全体についていかがでしょうか。私の方からよろしいですか。先ほど14ページのところで、国が行った調査を追加資料としてここに、下のほうに入れていただいております。この1番下に、平成25年我が国の諸外国の若者の意識に関する調査ということで、若者という言葉がありますが、この若者は先ほど第1章で確認した、現在我々がここで使っている子ども・若者と同一若者なのか、それとも意味が違うのか、ということが1点です。それからもう1つは、国別

のアンケートは「私は自分自身に満足している」という満足という概念を使って調査をしているようですが、今回我々がおこなったアンケートは「自分に自信があるか」ということでお尋ねしております。このあたりのことをどのように理解したらよいか、わかっている範囲でご提示願いたいと思います。

事務局：国のほうの調査につきましては、年齢層が私どもの調査とは若干違っております。調査対象者として国の調査は満 13 歳から満 29 歳までの男女が対象になっているということでございます。それと、設問の意味合いが若干違います。本市では「自信がありますか」というかたちで聞いておりますが、国のほうは、自分自身に満足しているかどうかを聞いているということでございますが、先ほども説明の中で少し申し上げましたけれども、この国の統計の内容をもって、報道等では、日本では若者が自分自身に自信をもっていないというようなかたちで報道されているということでございまして、それでここに少し比較の意味もあって、参考として掲載させていただいたのですが、これはいろいろ捉え方があるとは思いますが、専門家の方の解説では、国の調査の率が日本だけ自信がないというような、ことになっている理由につきまして、日本の若者の場合は、どうも直接的に満足しているかどうかということではなくて、自分が社会の役に立っているかどうかという点を基にそれが達成できているか、達成できてないかという尺度で考えているということであって、直接的に自分に自信が無いということではないというような解説をされている専門家の方がいらっしゃるというように聞いております。そういう意味では、外国は、直接的に自分に満足しているかどうか、素直に直接的に答えているということのようですので、一旦、ワンクッションおいて考えているのは、日本の若者の特徴であるというように言われております。ただ、本市のアンケートでは直接的に自分に自信があるかどうかを聞いているわけですが、それと結果的には似たような結果になっているということは、一方ではあるというようには思いますが、そのへんは難しいところかなと思います。

廣木会長：どうもありがとうございます。特に我々がおこなったアンケート調査を、我々がどう読むかという大事なところにかかわるアンケートなのでお尋ねしたのと、今のように概念を正確に整理しておきたいと思ったのですが、この下のデータは、上の 15 歳から 29 歳だから、ちょうど上から 3 つ、全体をはずして上から 3 つのこのデータの合計みたいな、これは平均値ですか、がおそらくここにかかっているデータなのかなと思いました。今の大学の先生の専門の方からのご指摘という、役に立つかどうかを考える、役に立っていると自分が認識できるかどうかを考えるのが日本人の若者の、または日本人一般の特徴であって、自信があるか、ないかというストレートに自分自身への自信ということとはどうもちよっと性格が違うようだというご指摘があったようなのですが、そうだとするとこれは非常に大事なポイントで、要するに日本の若者たちは、下のデータでみると、自分はあまり人の役に立っていないと、これをひっくり返せば、人の役に立てるような経験、立てる自分であることを確認したいというか、そ

のような願いが日本の若者には比較的強いというようなことです。しかもその出番がないというのが、日本の若者の特徴なのかなと思うのです。特に少ないのがアメリカです。これは日本人とはまったく逆のデータなのですが、よくアメリカの人から聞くと、高校生等は夏休みのサマーキャンプで、小学生等のサマーキャンプのリーダーとして関わって参加していく、つまり社会的に自分が貢献できる場所を仕組みとして準備されていて、それにどれだけ参加したのかというのが、実は大学受験の時に非常に大きなウエイトを持っています。だから若者たちはサマーキャンプに積極的に参加して、小さな子どもたちを指導したり、子どもたちの集団作りに関わったりというような仕事が社会的に準備されているというようなことをよく聞きます。そういう意味では、日本の若者たちは、人の役に立っているという認識を持っていないだけではなくて、その出番をどうも奪われていると、十分そういう場面を持っていないのではないかと、そんなふうにもこのデータからは読めるわけで、そうだとすると、本当は我々の事業の中でも若者たちをただケアし、支援するだけではなくて、若者たちがどれだけ社会参加できるかということが、非常に重要な指標というか、問題になっているのかなというようにも思いながら、今ご説明をうかがわせていただきました。ただ我々が今回取ったこのデータ、特に15歳から19歳の、黄色とグリーンを合わせて51パーセントの若者たちが、自分に自信がありますか、という問いに対して、どちらかといえば自信が無い、または無いという答えをしているという、こここのところをどう読んだらよいのか。今下の表を読んだその文脈でこれを読んでよいのか、こここのところは、これ1つ読み込むのもなかなかいろいろな意見が出るだろうなということもちょっと思われました。どうでしょうか、その他、前もってご覧になった感じで、子ども・若者を取り巻く状況、子ども・若者の実態について、このデータも入れたほうがよいのではないかと、というご指摘ももちろん大事ですし、これはもっと強調したほうがよいのではないかと、といういろいろなご意見がおありかと思うのですが、どうでしょうか。すいません。私だけ言って恐縮なのですが、この13ページです。不登校の現状ということで、芦屋市のデータを出していただきました。どこまで、このようなデータを開示するかも、1つのデリケートな判断対象ですので、この数字を出すことがどのような意味を持つのかということもとても大事なのですが、この小学校が9人、中学校が35人、そして小中合計で44人というのは、パーセントにするとどのくらいになって、これは全国的な平均からすると、どうなのかというようなことがわかれば、そのようなことがあったほうが議論しやすいのではないかと、芦屋の状況を判断する上でこのへんも少しひと工夫必要のところかも知れないなと思いました。おそらく不登校児童生徒数の推移が、これが実数だとすると、適応指導教室その下にある在籍者数が合計で20人、5割まではいかないけれど、かなり5割に近い数字がでてきているというのは、全国をまわっていて、これはかなり多いほうではないかと思えます。ですからこの地域の小中学生に関して言えば、適応指導教室はかなり努力して子どもたちと

のつながりをつくっているといえるのではないかと読みそうなので、もしこのあたりも比較するデータがありましたら、載せていただけるとありがたいなと思いました。

事務局：できるだけ調べて、わかれば掲載する方向で訂正したいと思います。

廣木会長：よろしくお願ひします。この第2章のデータについて、他にどうでしょうか。特にないでしょうか。また私で申し訳ないのですが、15ページの、あなたは誰に相談しますか、というこの前のアンケートの結果なのですが、これがこの前は年齢ごとのグループにするのではなくて、トータルでもって棒グラフにしてくださいました。今回は年齢毎に階層化して数字も入れていただけたので、データが多くなったのですけれども、一見してすごく見にくいですね。このところは、前は年齢毎の区別はないのですが、棒グラフにしてくれているために、学校の先生への相談が少ないなということが、なにかすごく印象深かったのです。だけど今回の数字でもって、ざっと出てくると、この特徴はどこにあるのかなというのが、なかなかつかみにくいようにも思います。そのあたりはどうでしょうか。私だけがそう思っているのか、皆さんにお聞きしたいです。前回と比較して、もしこの表でいくならば、なんらかの解説を加えるか、それともどこかで、棒グラフ的なもので視覚にうったえるようなグラフ表記ができないのかどうか、ここが少し必要ではないかと思います。実は全国でこのようなアンケート調査をしていて、例えば福井県の場合も調査して、その調査を分析して、その結果を市民の前で講演してくれと言われて、1度行ったのですが、そのとき、非常に印象深かったのは、子どもたちが学校の先生に相談するというのが非常に低いことです。これを、先生たちと生徒の関係として捉え直すと、これで本当によいのだろうかという、ここをどのように考えたらよいのか大きな課題が提起されているのではないかとお話をし、そこに参加されていた先生たちは、いろいろ深刻な顔をして聞いてくださいましたけれども、芦屋の場合はそれがどういえるのか、先生たちは、生徒と比較的近くて、困ったときに相談できる先生になっているのかどうか、そのあたりのところももう少し見るとよいなと思って、実はこのデータ、視覚的にはもう少し見えやすいものできないだろうか少し感じたものですから、もし工夫ができればよろしくお願ひしたいと思います。

事務局：今回、このかたちにしましたのは、年齢毎で棒グラフにしまうと、表が5つ必要です。それを1つにしようと思いますと、細かい棒グラフになってしまいますので、あえてそのまま数字で掲載したしだいです。そのへんどのような工夫ができるのか、検討してみたいと思います。今先生がおっしゃった、学校の先生への相談が少ないということなのですが、この表で見ますと、15歳から19歳のところが12.7パーセントで20歳以上になりますと、急にガクンと落ちるということで、反対に15歳から19歳は学校の先生に相談しているようにみえてしまう面も出てきてしまったかなと思うので、そのへんも含めてどのような表記ができるのかということを考えてみたいと思います。

廣木会長：あとはどうですか。第2章の子ども・青年を取り巻く状況や子ども・青年の状況について、このような表現でよろしいかどうか、最後に重点事業を絞り込んでいく上で、その根拠となるデータにしたいわけなので、その点で。

小牧委員：下の④の将来経済的自立したいと思いますかで、自立したいという人が79.6パーセントなのですが、あとの20.4パーセントは自立したいとは思わない等で、これがすなわちニートの数ということになるのでしょうか。自立したいとはなから思わない、どちらともいえない、したいと思えない、無回答というのは、自立しなかったらどのようにするのか、という話になるのかと思うのですが、これがすなわちニートの根底にある数字になるということです、と考えるとよいのでしょうか。

廣木会長：このあたりどうでしょうか。

事務局：根底にあるという意味では、間違いないかなと思いますけれども、する気がない人と、する必要のない人と、合わせた数字としてそのようなデータとしてあがってきているということだと思います。そのうち本人の意識がないという子は、育ちも含めて問題があるのかなと思います。必要がないという人については、なんとも申し上げかねます。

小牧委員：これは39歳までのアンケートですよ。

事務局：そうです。

中村委員：芦屋の場合は全国でもすごく特殊で、自立を必要としない方も結構いらっしゃいます。

小牧委員：そうなのですか。

中村委員：例えば、離婚をされても実家に戻ってくる。戻ってきていて、自立しなくても十分暮らしていけるという家庭が多くて、私は以前こども課で、児童扶養手当という、ひとり親家庭の支援をする課の担当だったときも、ひとり親家庭になられた方の生活支援についていろいろ調査を、窓口で聞き取りをしていますが、すぐに勤めなくてもよいのです、べつに勤めなくても実家に帰ってきていますから、ということが結構多くて、その比率は、他の市に比べて結構と思われまます。だから受給率が非常に低めというか、ひとり親になっても普通でしたら、そのような手当が受給できる条件にあるのだけれども、親御さんの収入が高いので、そこをみると受給できないという方が結構いらっしゃるという実態は、他の市とは少し違う部分もあったりはするのかなというような感じですね。

小牧委員：私からしたら自立したいとかしたくないとかという問題ではなくて、しなければ生きていけないので、なぜ79.6パーセントしかいないのか、とそれが不思議だと思っていました。それがニートの問題の根本かなと思ったりします。

中村委員：でも、その方もその中に十分含まれていますよね。

廣木会長：今、小牧委員がおっしゃったことはとても大事な着眼点だと思いました。このグラフを見るときに、説明にも書いてあるように、79.6パーセントともっとも高くなっています、とみると赤いところだけ見てしまうのですね。そうではなくて、どちらかといえばあまり自立したいとは思わないという、または迷って

いるという、少ないところに目を向けると実は問題が見えてきます。これがなぜなのかということで、今の中村委員のご説明をうかがって、改めて思ったのですが、これは多分、20歳以前と20歳以降とでは大分事情が違うと思います。例えば離婚されて、戻ってきた場合でも、特に経済的に自立する必要が感じられないというのは、20代以降、または30代前後の人の、豊かなまちであるために出てくる対応として、1つの特徴として捉えられると思いますけれど、20歳以前の、特に中高くらいの子どものたちのことを視野に入れると、実は彼らの中では、自立をしたくないよりも前に、大人になりたくない、子どもでいたい、とでも表現するとピッタリくるような感覚が彼らの中にあります。それから、自分が将来何になりたいのかわからない、だからとりあえずモラトリアムでいたいという人が比較的多いと思います。これは大学になると、大学4年生になっても卒業したくない、だから卒業しないで大学院に残ろうとするわけです。研究者になりたいから、本当は苦勞していくはずのところを、経済的にも豊かなものだからモラトリアムとして、大学院に進んで、大学院が終わったら研究者になるのかということ、そうではなくて、そのままズルズルと行ってしまうというその背後にあるのが、あまり大人になりたくないという言葉や、何をやったらよいか目標がわからないというような表現で若者たちはよく語ります。この前は、ドクター論文を前にして、「お母さん助けて」と言われたのですが、どうしたらよいですかという質問が私のところにありまして、ドクター論文をお母さんに助けてというものではないだろうと思うのですが、本当にやりたいことに取り組んでいたらあり得ないことが、そんなかたちで露出してきます。そのような若者たちの、特に20歳前後くらいまでの若者たちを考えるとときには、そのような問題がこの数字に反映していて、おっしゃったようにそれがニートのおそらくある意味、もっとも中核的な存在に、社会的な問題ではなくて、本人の内面の問題として見たほうがよいですね。非常にここは重要な問題だと思います。今のようなご指摘は、このアンケートをどう読み込むかというときに、非常に重要なご指摘です。それでは、全体を通して、またここに帰って議論することも構いませんので、一応第2章、若者と子どもたちの状況、そのとりまく背景の問題について、一応ひとあたり目を通して、若干の議論が行われたということで、先に進ませていただきたいと思います。18ページから19ページが、基本的な考え方ということになります。これは第1章、第2章を踏まえて、子ども・若者の状況および子ども・若者を取り巻く環境、それらについての認識を踏まえて、こういう考え方で、我々は芦屋市のおこなっている、子ども・若者のための様々な事業をこれから点検していきます、というそのもっとも基本的な考え方及び重点的な目標ということになります。このところがおそらく一番重要な中身になろうかと思えます。基本理念については、すでに議論は通して、若干の書き換えも行いながら、このようなかたちになってきましたが、なお今日お気づきの点がありましたら出していただきたいと思います。それから、計画の改定については、19ページのこの図をご覧になって、特に重点目標の1と

3については、その表現も含めて皆さんのご議論を反映させた表現に手直ししてみたという、改めたご提案になっていますし、取り組みの方向については、3の(2)の一番下の、特に親として、または地域の大人としてこの方たちがいわば学び、啓発されるそういう場所を提供されるということ、やはり一項入れておくべきであろうということで、ここに書いたということになっておりまして、この全体の考え方と構成、これをもとにいろいろなものを評価していくということになりますので、この点について若干ご議論をお願いしたいと思います。

曾和委員：28 ページの基本理念のことは、今会長がおっしゃったようにこの計画の一番根底になられると思うのですが、ただこれは、芦屋市だけの問題ではないと思います。どこのまちへ行っても、どこの都市に行っても、根底に人口減少、あるいは高齢化というようなことがあるので、芦屋市だけでみられるものではないと思います。日曜日にテレビを見ていまして、その日に篠山で行われた高校駅伝が映されました。私は芦屋高校の出身ですから、芦屋高校はどのへんにいるのかなと思ってずっと見ていると、男も女も芦屋高校が出てきません。どちらも40校から50校くらいの出場ですから、出てこないです。私は昭和十年代半ば生まれですから、ちょうどこれの対象になるとすると、60年ほどさかのぼっていかなければならないのですが、その当時の私たちが通っていた山手中学校などは本当に全国でも素晴らしい学校であったと思います。芦屋高校にしてみれば、昭和28年に甲子園で夏の大会で全国優勝までしています。学校へ通うことは、どうしてもいろいろに問題もあったとは思いますが、誇りをもって通学することができていたと思います。まだ昭和30年代のはじめですから、もちろん敗戦の傷跡というのがたくさんあったと思います。それがいつの頃からか、どのような理由でどうなって今このようなことを議論しなければならないのかという、ここの掘り下げというのが必要ではないかと思います。そこのすぐ後にNHKのサンデースポーツを見ていましたら、ジャパンラグビーの特集みたいなものをしていました。日本のラグビーというのは、特定のファンというのがきちんといて、それほど今の野球やサッカーなどのようにメジャーなスポーツではないですが、世界的には2流、3流のチームしかないのですが、固定したファンがいます。エディー・ジョーンズという方が、ヘッドコーチをしていまして、それまでの日本のラグビーというのは、体格的に日本人というのは劣りますから、どうしても日本人の俊敏性というか、スピード、展開力等によって、体格の勝る相手に当たっていかうというようなことを教えました。エディー・ジョーンズというヘッドコーチは去年か一昨年くらいに就任したと思うのですが、日本人の器用さ、スピード、或いは展開力それで世界に向かっていけるのか、ということのエディー・ジョーンズというコーチが考えます。コーチに就任してからいろいろなデータを取りました。そして選手の背中にGPSを背負わせて、それで練習、或いは試合ということをされました。そしてそのデータを出してくると、日本人が他の外国人に勝るとも劣らないと思っていた

スピードというのが、諸外国に比べるととても低かったということが言えるように、それが数字としてはっきりと出てきました。そこでエディー・ジョーンズという人が、これからの日本のラグビーのあり方は、こうでなければいけないということで、練習ではなるべくキックを使わない、それからとにかく相手に玉を渡さない、だからタックルされたときの倒れ方の練習をする、スクラム1つを組む練習にしても、ただ単にしっかりと組み合えということではなくて、右手の位置は、左手の位置はこういうところにあるべきだという練習をずっとして、この間、11月にニュージーランドのオールブラックスのチームと花園で試合をしました。結果としては61対21で大敗ともいえる数字だったのですが、そのあと8日くらいに東京の秩父宮でやるのですが、その試合の結果として、エディー・ジョーンズというヘッドコーチが、目指している練習方法、試合のあり方というものが、決して間違いではなくプラスであったという結論をだしたようです。NHKの放送では、そこまででした。全国の高校のラグビー選手権というものが行われますけれども、きっとそういうラグビーの、日本全体としてのラグビーのあり方というものが、そのような方向に向かって行くであろうと思って、それを掘り下げることによって、自分たちがどうなのかということが、示されてくると思います。この18ページの基本理念ということについても、これだけでは掘り下げ方が足りないと感じます。もう少し芦屋は、ずっと歩んできた中でのこれまでのあり方というのが、必要なのではないかと思います。以前にテレビのニュースで見ましたが、どこの都市かはわからないのですが、子どもの虫歯と虐待が非常に強い関係をもっている、したがってそういうことに気づいて、その都市が歯科医師会とコラボをして、とにかく定期的な歯科の検診をおこない、そしてこの子にはどれだけの虫歯があって、どのような状況にあるということも全部学校へ報告します。学校はそれを受け取って、その子どもに対するケアをするというような取り組みを、これは素晴らしいことだなというように思いました。それぐらいで、いわゆる芦屋の5年間なら5年間の子ども・若者計画に魂が入ってくるのではないかと思います。重村先生がおっしゃったように、仏をつくって魂を入れずというようなことには、できるだけならないようにというのが、ここから後の問題で、たくさんの事業、たくさんのあり方ということ、掲載していただきますけれども、どうしてもどこに節をつけるのか、どこに何があるのかということがもう1つはっきりと見えてこないということが私の印象です。

廣木会長：大変貴重なご意見で、本当にそうだと思います。この理念のところ、やや一般的な表現になっているという非常に大事なご指摘があり、このアンケート調査や皆さんがずっとやってきた仕事からして、これらの傾向の中にある芦屋市の子どもたちの、特に大事な課題、特に重要な特徴というようなものが、もしも絞り込めて、適切な表現ができるならば、それをなんとか表現してここに入れることも重要なことです。よろしくお願いします。

重村委員：19ページの重点目標のところ、子ども・若者の社会を全体で支える寛容なま

ち、という素晴らしいお言葉をいただきました。ここにいる人なら理解できると思います。要するに、クレーマーによって、一言「ほこりが立つからやめて」と言われたら、サッカーでもやめられるのです。私も30年くらい前に関わった時には、学校の先生がたくさんおられました。本当に学校の先生と一緒に子どもを育てるよい環境でした。それがいつの間にか先生がいなくなりました。行政もスポーツの環境など頭のいたいことがたくさんあります。スポーツ（クラブ）21では中高生はできないと何回も言っています。小学校の施設は満タンなのに、そこに中高生が入ってできますかという話です。できないでしょう。できないことを書いています。高校生のスポーツを妨げているのは、行政とクレーマーと先生です。ナイターがついたらうるさいとか、なるべく貸したくないとか。自分の仕事が増えることが嫌。それによって、中高生でも、部活から外れた子たちが、先生と合わないからいじめにあったり、サッカーでもセレッソやガンバに行き、そこには通用しなくて帰ってきた子がするところがない。そういう子たちが、出来る場をつくってあげようと思ったら、学校の部活には戻れないので夜しかないです。浜風小学校のナイターは素晴らしいです。いくらかけて作ったのでしょうか。浜風小学校のナイターはついたことがないです。うるさいと言ってくる人がいるから。スポーツすらついていません。そのへんが、もっと大人にもわかるように、寛容という言葉わかるようにしないと、流されてしまいます。行政の人間と学校の先生が子どもたちのスポーツの場を完全に奪っています。明日からでもできます、あるのだから、使っていない、でもタッチしない、貸さない。ここには魂を入れたように見えません。芦屋のスポーツ界を完全に奪っています。原因ははっきりしています。行政の人間と常識の範囲のクレーマー、お祭りをしてうるさい、花火をしてうるさい、幼稚園小学校の声がうるさいと言いますよね。計画の中に入れていただいたのですが、このような内容を言葉で書いたら、このようなことでしょう。これがクレーマーの方に通じるのかなと思いました。

廣木会長：すごく良くわかります。それをどのように活かすか、というのが知恵の出どころです。

重村委員：これが見えるかで、「市長がやれ。」と言ってやればわかりませんが。これは市長名で出すのですか。教育長名で出すのですか。

事務局：決定は教育委員会、権限的には教育委員会ですけれども、市の本部も、市長も含めてもちろん関わっていきます。

重村委員：「これが見えるか。やらんか。」くらいのものにならないと、多分何年か5年間見直した時に同じ文章ができています。

廣木会長：大変重要な指摘です。これを何とか生かす方向を探りたいと思っておりますが、その他の意見もありましたら出していただいて、そのあとに提案というか方向を探っていきたいと思いますが、他にはどうでしょうか。やはり、この基本理念で、今の重村委員がおっしゃったことでいくと、市の中にある活かせる環境が活かされていらないという現状、そこを活かせるような方向でとい

うことを理念の中に盛り込んだほうがよいのでしょうか。

重村委員：学校、家庭、地域の連携で、地域の連携とは何があるのですか。行政の職員に聞きたいです。芦屋に住んでいる人が3割くらいだと思うので、7割の方は終わったら芦屋のことはほぼわからない状態です。地域の連携とって、ボランティアで多少はまちにも出てきていますが、地域の方とともにやっている市の職員もおられます。そのような方が本当にわかっています。一緒になってお祭りをして、一緒になって汗をかいて、地域の子と交われるのはスポーツか文化でしかないです。音楽もこの間山手中学で、交響楽団で大人の中に入って小学生が一生懸命やっていました。あれも1つの地域おこしだと思います。スポーツの場面、特に祭りの場合は、幼稚園の子からお年寄りまで祭りに向かってやります。そのこと以外に何があるのということですが、見守りや声かけ運動、あれも地域の活動かなと思います。この間テレビを見ていたら、中学生が電気自動車を走らせていて、おじさんと一緒に歳関係なくレースをしていました。スポーツが苦手な人や、祭りも嫌だという人もいるので、あのような場面をたくさん作っていったらよいのではないのでしょうか。またNHKで遊び場の変化の図をやっておりました。路地でたくさん遊んでいました。今公共の施設が学校しかないです。しかし山手小学校は野球が禁止です。どのようにしてボールを投げるのですか。公園も全部禁止です。どこで野球を覚えるのですか。多分、山手小学校区の子どもは、野球がとても下手くそですよ、やったことがないのですから。この地域の行政が考えて、公共の場、特に学校等は、夜も使おうと思えば使えるのだから、管理体制はあるのだから、もっと使って、このような場所しかないのもっとここで戯れてと、確かに指導者がいてやるサッカーもスポーツ別に否定もしませんが、やはり自分たちでルールを決めた遊びの野球、サッカーというのも、あってよいと思います。それができるのは今学校しかないのだから夜はナイターをつけてあげてほしいです。あってもつけない、浜風小学校のナイターは何百万、何千万とかかかっていますよね。そのようなものの考えかたをして、ありとあらゆる場所を開放してあげて、居場所づくりをしいてほしいです。そのような話をしていたら、子どもの居場所づくりもよいけれど、年寄りの居場所もつくってほしいと言われて、ああそうだなと思って、朝起きて何処かいくところを、大府市だったか、市長が500メートル間隔にそのようなものをつくりましょうということで、当選されたという方もおられて、常に年寄りのことを一緒に考えていこうと、そういうまちをつくっていかないと、本当に介護保険がたくさんかかります。ひきこもりがたくさん増えてしまうので、施設を開放できる範囲で、責任と権限はいろいろあると思います。今はやっと体育館が午後9時から11時の枠をつくっていただいて、団体競技の方が利用しています。

廣木会長：非常に興味深いご指摘だと思います。

重村委員：芦屋市は土地からして一杯でもう無理なので、それも国に対して言わなければなりません。同じ学校をつくるのだったら、土地代は当然これだけかかる、施

設は一緒だとか。田舎に行ったら総ヒノキ張りの素晴らしい学校です。やはり学校の使い方にも、目一杯やっただいていてのもわかるのですが、中学校を開放したら体育館も校庭も一杯でしょう。

中田委員：遅い時間は空いています。グラウンドも空いているときは空いているのですが、今までは校庭開放の、放課後の開放でつかえないとか、そのようなこともありました。

重村委員：市民から不良がいる、中央公園にたむろしているからと言って見に行ったら、中央公園の外灯でサッカーをしていました。はぐれた子たちです。見えるか見えないかくらいで遊んでいます。煙草も吸うし、知らない人から見たら不良に見えると思います。私からみたらかわいい教え子たちも何人かいたので、遊ぶことは否定せず、明日苦情がきたら困るので、食べたゴミや缶などを拾って、きれいに掃除して帰るように言いました。わずかな外灯の下で遊んでいる子どもたちは、別に悪いとは思わない。それが駄目だと言われたら、コンビニの前でたむろしたりすることに繋がっていきます。

廣木会長：先ほどの虫歯の多い子ほど、虐待を受けた可能性が強いというご指摘をうけたように、やはりデータというのはすごくものをいうのだと思います。説得力があります。そんな意味で様々なクレマーへの対応がどうのこうのという問題をどう解決するかが1つの大きな課題であると同時に、実際に子どもたちが十分に遊びきっていないというご指摘からすると、全国の体力調査も芦屋はやっているはずですが、芦屋の子どもたちの体力はいかがですか。

重村委員：兵庫県は最後です。最後ということは、芦屋は。

廣木会長：その子どもたちの、たとえば投力とか、走力だとかそういうものが一体どうなのか。子どもの体の一体どうなっているのか、というようなデータを、本当はベースにしながら、だからたとえお金を使っても、ここは優先的にやるべきなのだという根拠になるようデータを、今回は十分使いきれていないという意味で、これは今後、この青少年問題協議会の重要な課題になっていくだろうということで、今後の5年間、これで終わりではなくて、提言を重ねていくときに、そういうデータに基づいた新たな視点の提起等も必要ではないかと思います。それと、特に、芦屋高校が来年からいろいろな地域から来るようになるわけで、芦屋の子どもたちの体力問題からすると、小中学校の子どもたちのデータが必要なのですね。どうしてもここが、子ども・若者として12歳以降に限定して考えていたきらいがあって、特に小学校のデータ等をここに集約して、もう少し芦屋の子どもたちの特徴を、体から捉え直していくようなことが、発想が進みませんでした。そのようなことも反省事項として。

重村委員：平均もよいですが、多分、私たちからみると、スポーツをやっている子はぜんぜん平均値とかかわらないと思います。問題はほとんど運動もやっていない子です。平均したら普通になってしまうけれども、やっていない子だとほとんど運動はしないし、汗をかくことがほぼ学校へ行くときくらいではないでしょうか。

廣木会長：そうですね。

重村委員：冬場は、多分汗をかくことがないと思います。

廣木会長：そういうデータ、生のデータを、平均値ではなくて、子ども集団全体でどのような特徴があるかという、そんなところを見ながら、やはり遊び場が十分確保できてないことのもつ深刻な意味を、もっとアピールしていくためには、説得力のあるデータを、そういうところから持ってくる必要があると思います。そうすると、一見クレーマーに見える人も、そういう状況を知りながら、ではどうしたらよいのかと一緒に考えていくような、そのような場面につなげて行けると、よいのではないかなと思います。今回の提言にストレートに盛り込むことは難しいですけれども、今後の提言などに活かしていくように、ひきつづきもっていく必要があると思います。貴重な時間、貴重なご意見ですが、時間ばかりが過ぎますので、一応基本的な理念については、もう少し具体的な状況をイメージできるような文言を、少し工夫したほうがよいのではないかなということもあったので、これについては会長と事務局のほうにお任せいただいて、今日ここで、そのようなことの一部の修正があるということを含んだ了解ということで、ここのところはご了解願えないかということで、どうでしょうか。この基本理念と重点目標、そして取り組みの方法、これを基本的なベースとしながら、重点事業をこの中から選び出していくということで、恐れ入りますが第4章に入らせていただきます。第4章は重点目標がご存知の1、2、3。それぞれの中に重要な取り組みの方法と課題が書かれているわけですが、この一覧表をご覧になっておわかりのように、主な事業の中で、星印のついているものを特に重点的な事業として、これから点検し評価していくというものとして、我々が取り組んでいったらどうか、というそういう案なのです。まず、時間は少ないですけど、5分くらいずつしかかけられませんが、まず重点目標の1、20ページから25ページまでの一覧表をご覧になって、星印が付いているところを、青少年問題協議会としては理念と目標に従った重点課題として、これを特に評価しやっけていきたいと考えてはいるわけですが、これも入れておいたほうがよいのではないか、これは入れる必要がないのではないか、というようなご意見がもしもありましたら、これを1つの素案として考えて、ご意見をいただきたいと思います。まず第1章の20ページから25ページまでの一覧表をざっとお読みいただいて、これもやはり一言いえるように重点事業にしておいたほうがよいのではないかというものがあれば、お声を出していただきたいです。事務局のほうも、重点事項は全部重点だと言え、重点なのですが、絞り込まないとなかなか焦点が定まらないということで、あえて星印で絞り込んだものですので、足りないところ、これは落とすべきではないというところがあるかもしれません。お気づきの点を出していただければありがたいです。

守上委員：例えば、重点目標1の①【主な事業】のNo.2「家族の絆を深める体験ができる場の提供」に★印がついていますが、今までも家族の絆を深めるイベントはたくさんありました。このような行事を、今後もっと増やすという意味ですか。③のNo.25トライやる・ウィークも現時点でも十分充実していると思いますが、

★印がついています。これも、今後大きく内容を変えていこうとしているのですか。

廣木会長：その点はどのように理解したらよろしいでしょうか。

事務局：1の主な事業のうちの2ですか、家族の絆を深める、この事業については子ども課がイベントとしてやっているということなのですが、これについては、5章のほう、40ページに飛んでしまっていますが、31年目標として、継続というかたちでやっています。目標設定しています。少なくとも、今のレベルは保ってもらおうということを、これからの評価の中で確認していきます。具体的にはどのようなかたちでやっていますか、というような聞き取りをしながら、機能が落ちていないか等を含めて確認していく作業になると思います。トライアルウィークについても、同じく31年目標設定として継続というかたちにしていますので、今よりにわかに充実したかたちになるということではなくて、今の状況機能を落とすことなく31年までもっていくということの評価確認していく作業になるということです。

守上委員：それは重点目標なのですか。ただ普通に継続していくことが重点目標になるのですか。

廣木会長：ということでよろしいですか。状況機能が落ちないように重点にする。

事務局：そういうことですね。

廣木会長：いままで以上に充実させると、それは充実課題にこれを変えるべきだという意見もあってよいわけですね。

事務局：そういうことですね。参加していただける事業者数をもっと増やすべきであるなどですね。そのような指摘は、評価の中であるのかもしれませんが。

廣木会長：今第4章で、見ていただいているのは、重点事業として、これはぜひ続ける、重視したいということと、第5章では継続、すなわち今までのレベルを維持していくということで、重点事業とするか、より重視して取り組みを増やすべきだということで充実にするか、その最終的な判断が第5章のところ議論の内容になります。ですから、守上委員がおっしゃったように、最初の家族の絆を深めるを、継続ではなくて、これは充実にすべきではないかというご意見であるならば、それは改めて。

守上委員：充実というか、前に出てきた問題点があるから、この問題点を解決するためにこここのところを1番重点的な事業としたいというようにつながるのかなと思ったのですが、あまりつながっていないような気がします。

廣木会長：はい。

中田委員：家族の絆を深める体験ができる場ということで、家族全員で参加することで、家庭の大切さを考え等と書いてあるので、全員で参加しなければ、家庭はいけないのかなということや、家庭の大切さを考えるなどが重点目標でわざわざあげられないといけないのかなと、少し気になっていたことと、その上の父親の子育てに対するということのほうで、最近お父さんが育児に参加されている方も多くて、幼稚園も小学校も入学式等、行事にもお父さんがすごく積極的に参

加されているのを見ていて、こちらなども、もっと後押しをしてあげるといふことをしてもよいのではないかなと思ひました。

廣木会長：なるほど。どうでしょうか。今のようなご意見私もということがあれば、重点事業として加えることは可能です。私もこの父親の問題というのはとても大事になっていると思ひます。長時間労働ということもありますけれども、特に不登校の分野、私は不登校のほうをずっとやってきたので、不登校の分野から見ると、子どもが困難に直面した時に、きつい言い方になりますけれども、父親の中には逃げる方が少なくないです。母親は身を削ってでも子どもを守ろうとする傾向が、やはり総体的に強いです。みんなというわけではないですが、その中で、父親と母親との意見がいつの間にか深刻な対立になっていって、非常に厳しい環境になっていたりします。でもこれは父親が悪いというよりも、父親が父親として成長する場面がない、極めて乏しいがゆえに、子どものことがわからなくなってきたことが、どうも背景にあるような気がします。そんな意味で、この父親も子育てへの参加というキーワード。多分これは重要な課題になるのではないかと、このように思ひます。

中村委員：重点事業のことが出たのですが、40 ページから 42 ページまでの見方の説明をしないといけないのではないかなと思ひました。それらは現在それぞれの課がやっている事業ですが、各課にこの計画に関連する事業を出してくださいと依頼してこれらの事業を多分吸い上げているということがあると思ひます。それのところ、31 年を目標にした事業の内容を説明した文章と、31 年の目標、5 年後にはどうしていくか、ということをしてそれぞれの課に聞いていると思ひます。ですからその聞いた上で継続というのは、先ほどお話ししているみたいに、今はやっているけれども、5 年後も落とさずがんばって継続していきますよ、というような言い方をしているものが継続であって、充実というのは、今やっているものも更に 5 年後については、もう少し充実をがんばってやってみます、このようにそれぞれの課が出して来た結果を記載していると思ひます。41 ページ等に実施というのがあったと思うのですが、実施というのは、今はやっていないのですが、新たに実施するというような、そのような見方になっていることを、まずご説明をするべきではないかなと思ひました。ですから、これは充実させるべきというようにご意見いただくと、その課に返して、さらに充実してほしいという意見が出ているので、もう少しそこを再考してほしいというように、事務局のほうがその課に伝えるという、そのような流れになるかなと思ひます。

曾和委員：継続、充実、実施ということですが、この資料を頂戴した時には、どういう意味なのか頭の中に入っていないのですが、冒頭でその言葉の説明はしていただいたように思ひます。先ほどの第 3 章の計画の体系の下のところに、この計画は、本計画つまり 27 年度から 31 年度におけるところの計画というものは、重点目標 2、困難を有する子ども・若者やその家族を支援することを軸として展開していきますよ、という文言があります。そうすると、困難を有する子ど

もや若者やその家族を支援するというのが、26 ページに事業が展開されていて、ここも最初は私の認識不足だと思うのですが、主な事業ということで、8 番目、若者相談センターアサガオの周知、あるいは9 番目、若者相談センターアサガオの充実ということがあげられてきております。そしてそれは、1 番最後の 40 ページ、41 ページの中にも、アサガオというものがあります。アサガオということをお私にはあまりよく知りません。聞いたことはあるのですが、具体的にどのような活動をしているのか、特に先ほども申しましたように、重点目標 2 の困難を有する子ども・若者やその家族を支援する、そのための大事な事業としてのアサガオ。そうするとアサガオは今どのような活動をして、どのくらい認知されていて、これからどうなっていくのかというようなことが示されると、この計画の軸になってくるのではないかと思います。アサガオの現状というものを教えてくださいたいと思います。

事務局：アサガオについては、去年の 10 月に新しくできた、若者向けの相談センターです。ひきこもりやニート、そのような言葉を掲げてはおりますけれども、それにかかわらず、若者問題全般について、どんなことでも相談していただければよいと考えております。そのような第一次的な芦屋市内における若者に関する相談センターとして、今のところできるだけ周知をしていっている状況です。実際そこに相談してどうなるのか、ということについては、いろいろなケースを今でも受けておりますけれども、出来るだけアサガオは、一次的な窓口で、そこから 28 ページの下のところ、ネットワークの図を記載しておりますけれども、もちろん市内の福祉関係のいろいろな窓口とも、連絡会を今構成して、ケース会議みたいなものもしておりますし、あと県のひょうごユースケアネット推進会議というものがございまして、これは県の組織ですが、多様な教育、福祉、保健医療といろいろ書いてありますが、いろいろなところとネットワークを組もうとしておりますので、いろいろなケースに合った、その専門機関へのつなぎも今後ずっとしていきたいなということで、まだ、去年の 10 月に始まったばかりなので、具体的にこうつなげて、こう解決できました、というものがたくさん出ているというわけではないですけれども、これから 5 年間かけて、ここにも充実というかたちで書かせていただいておりますけれども、要するにそういう若者の相談のワンストップサービスの拠点として、今回のこの計画の推進の、中心にしていきたいと思っておりますのでございます。相談の件数は、去年 10 月に始まって、11、12 月は少し少なかったのですが、今年に入ってから、結構件数も増えてきてまして、じっくりと相談していけています。スタッフも充実したかたちで現在運営できており、今は電話相談と面接相談が中心ですけれども、アウトリーチであるとか、居場所を設定して仲間同士の支え合いであるとか、そういうことをずっと書かせていただいておりますけれども、必要な子どもたちに応じて、そのような取り組みも今後していきたいというように考えております。

廣木会長：ありがとうございました。今ご指摘があったように、本当はこの会議が大分押

し詰まってからスタートしたということもあって、本当は重点事業を絞り込む前に、ヒアリングをいろいろな担当部署に人に来ていただいて、ひとあたりご説明いただいた上で、ではどれを絞り込むかというような、本当はワンクッション、ツークッションあればもっと我々は理解を踏まえて、選択することができたと思っていて、私はたまたま事務局の方としょっちゅう連絡を取っているものですから、これはどういうこと、と聞くことができるのですが、皆さん共通の認識まですることができなかつた、この運営上の問題として大変重い責任を感じているところです。それから先ほど、中村さんのほうからご指摘があった、議論の順番としてまず、継続、充実、実施等の基本的なイメージをもって、これを見ないと、何が提起されているのか、何を議論すべきなのか、その焦点が絞りにくいというご指摘、本当にそうです。申し訳ありませんでした。これは後でと思いましたが、継続、充実、そして実施。先ほどからご説明がありましたようなこととして、最終的には、それぞれの重点課題のほうの性格を、継続というものにするのか、充実にするのか、それともこれを新たなものとして付け加えるのか、最後に判断していただこうと思いましたが、時間もありませんので、合わせてこれについては、継続かなという意見と、やはり充実すべきではないか、というようなご意見も含めて、さらにこれもむしろ重点事業にすべきだという、事業の選択のことと、継続かどうかの設定の仕方についても合わせて、残された時間、皆さんのご意見をうかがいたいと思います。重点目標3のほうも含めて、お目通しいただいて、ご指摘いただければと思います。

事務局：先ほど中村委員の方からもありましたけれども、継続と充実と実施の意味ですが、継続といいますと、少し消極的な面も感じられるかとは思いますが、継続といいますが、重点事業としてこの協議会において、評価の時点でその担当課を含めて、今どのような状況かということを確認していくということになりますので、いろいろな指摘はこの協議会としてできると思います。継続としてあるから、そのまま事業が続いていけば、単に事業が続いていけばよいのだという観点ではないというように理解していただけたらと思います。

廣木会長：よろしくお願いします。

中村委員：内部なので、今ここで言うべきではないかもしれませんが、評価にあたっては、継続であれば今、現状がどうであって、その振り返りということは2年後になると思うのですが、来年から始まり、来年1年間。毎年評価するのか、3年とか、評価の仕方もいろいろあるので、5年終了前に評価するというものもあるかもしれませんが、それは今後進行管理というところでまた決めていくことかもわかりませんが、充実したということも、何が充実したのか、今の時点でのデータをここにも載せておくべきではないのかなというふうには思います。今、例えば、これは週に1回できているなど、評価してほしい視点というものが所管のそれぞれの事業の中にあると思います。例えば、相談件数が多ければよいということではないので、相談件数で評価をされてしまうと、それはよかったのか悪かったのかということになりますので、そうではなくて、例えば、相談

体制を充実させた、体制を見てほしいなとか、相談できる回数が増えたとか、曜日が増えたとか、相談できる時間が長くなったとか、何を評価してほしいかということもそれぞれにあるかと思しますので、現状が今どのような状態であるので、それを充実させます、というように言っているのであれば、そこを見て評価をするということになるのかなというように思うので、そここのところの聞き込みも所管のところにはしなくてはいけないのではないかなと思います。

廣木会長：ありがとうございました。

事務局：1点、今後の資料の提供ということになるのですが、今のところ、現在の若者計画、前回の若者計画が25年の3月に出来まして、25年度、26年度の2か年で収束するという事は初めに申しあげたかと思うのですが、その25年度の次世代計画の評価というのを、今やっている最中でございます、まだ25年度の事業分について、内容がまとまっていない状況でございます。それがまとまれば、その資料を見ていただいたら、現状がどうなっているのか、ということが概ね内容としてははっきりしてくると思います。それを踏まえて、来年度からこの計画が始まって、再来年度にこの計画の評価を始めるというかたちに、おそらくなると思います。再来年度にこの協議会として、この計画を評価するときには、来年おこなわれる評価もまた参考にしていけるということになると思いますので、その時にはかなりまとまったかたちで事業の評価ができるようになるというようには見込んでおります。

守上委員：40ページの文章の上から3行目、31年度に向けて新規、充実、継続というこの言葉が3つありますね。それで表のほうには、継続、充実、実施というこの3つの言葉なのですが、この新規と実施というのがイコールになりますか。

事務局：申し訳ありません。そここのところは、実施、充実、継続の指標というように訂正をお願いできたらと思います。最初、新規でいこうかなとは思っていたのですが、先ほど中村委員からありましたように、今やっけてなくて新たに、31年度までで始めたことについては、新規というよりも実施のほう言葉としてよいかと、何年度で新規という時には、新規がよいかと思うのですが、31年の目標設定としては、現在やっけていないものを、31年までに実施に今変わっているというほうが、言葉の表現としてはよいのかなと思ったところです。わかりやすさを重視するのであれば、新規のほうよいかもかもしれません。

廣木会長：初歩的なことをここで質問して恐縮なのですが、前回の若者計画が今取りまとめ中で、ということですが、その評価というのは、前回の若者計画をつくった仕組み、組織がそれを評価するわけですか。

事務局：今そのようなかたちで、次世代行動計画として、今評価をしているところです。次世代の評価委員会というものがまた別途、こども政策課のほうにございますので、そこで評価をおこなっているということですので、その評価結果が出ましたら、この協議会に報告させていただきたいと思っております。

廣木会長：本当はそれを踏まえて、それを聞いた上で、計画を立てればもう少し。

事務局：進行の仕方としてはそれがよかったのだと思うのですが、今の時点でまだ取り

まとめ中ですので、まだお出しできる状態ではないです。

廣木会長：そのへんでなかなかボタンがうまくつながっているような感じがしにくい状況なのですね。そのような状況の中でのご議論をお願いしているわけですが、それでは最後の第5章のところで継続や実施や充実ということで、区分けしてありますが、基本的にはこの方向で素案として、提出させていただくということでもよろしいかどうか。少なくともここはやはり充実というような観点で見るときではないか、というご指摘等ありましたら、出していただきたいと思います。

事務局：先ほど言われました、前回の協議会でも議論いただいたところですが、先ほどの20ページで、父親の子育てに対する積極的参加の促進。この事業について、重点事業として位置付けていくということでしたら、これも追加したいと思います。

廣木会長：特にご意見がなければ付け加える方向でと思うのですが、いかがでしょうか。どの点を評価の対象にするのか、主に重点にするかということについては、今後引き続き議論するというので、この項目については、重点事業として入れさせていただくということをお願いいたします。他、今のようなことで、お気づきの点はありませんでしょうか。

守上委員：寛容なまちづくりということがありますが、地域で寛容になるためにはどうしたらよいかということを考えていきたいということ、何かこの重点目標の部分で加えられないでしょうか。

廣木会長：重点事業として寛容なまちづくりということからすると、重点目標の3になりますけれど、どうでしょうか。

事務局：寛容なまちづくりにつきましては、この協議会での議論に基づいての考え方として、入ってきた考え方でありまして、行政としてこれまでにそれを具体的に事業として実施してきたというところが、おそらくないと思います。ですから事業としてここにはまだ、そのような意味で掲載できておりません。行政として、具体的な事業として起こすというのは、それなりに手続きなどが必要なのかなと思うので、その点を補完する意味で、提言などの仕組みの中で、この協議会として発信していくというかたちは考えられると思いますので、そのような方向でお願いできたらと思います。

廣木会長：お願いします。

中村委員：私は、守上委員がおっしゃったことはすごく大事だと思います。一定の手続きが必要なのですが、やはりせっかく出てきたことなので、青少年に対しての寛容なという理解を求めるという意味合いでは、例えば、車座でもよいし、ワークショップでもよいし、座談会でもよいし、そのようなところで、青少年問題協議会が例えば、その発起した段階みたいなものを、何か青少年育成でお金をかけないようなことでも、そのような地域での話し合いの場を出向いてもっていくとか、何かやれることがあるのではないかなというように思うので、何かそのような取り組みをやっていただきたい。先ほども言っていましたが、それぞれの課がもっている事業なので、どこそこの課に向けて、この事業をやっ

てくれますか、と言ってもなかなか難しいというかたちがあるので、ここでやると決めるのであれば、もう自分の課しかないですが、せっかく出たものなので、青少年に対しての寛容さというものであるので、何か知恵を絞って、そのようなものを立ち上げて、年に1回でも2回でもそのようなキャンペーンなどの働きかけをしていただきたいと思います。寛容なまちづくりを目指す取り組みみたいな感じのことで、中身は都市によっても違うかもわからないので、それは所管に任せるということにして、何か事業としてやり始めるということが必要なのではないかと思います。

廣木会長：とくにありますか。

守上委員：提言をしていただくだけでも、芦屋市が今こういう提言をしているのだから、このように動きましょう、というかたちで、いろいろな団体でそれにそった動きができるかなと思うのですが、そのような方向を示していただければという気はします。そのような事業を起こしてもらえばよいのでしょうか、そこにまとまるよりは、全体におりたほうが効果はあると思います。

廣木会長：何かの事業を起こすという意味だけではなくて、考え方そのものをもっと市民に伝えていくということですね。わかりました。実は今、事務局から今までそのような視点で物事を実施した、具体的に立ち上げたということの経験はないので、それは理念を提起するというと同時に、具体的な事業はどんなものがありうるのか、ということも含めた提言して、これはこれで出したほうが、青少年問題協議会からの提案として、是非、行ないたいということで、これをその次くらいの会議で議論を始めたいと思います。その意味では、若者の声をじかに聞くということが大切なプランとして提案がありましたけれども、これも私は大事なことだと思います。同時に例えば、ずっと重村さんがおっしゃっているように、クレーマーからの一言があると、みんなそれが受け入れられてしまって、大事なものさえ実はなくされてしまうというようなことが、なぜ起きるのかということを見ると、行政もある意味、クレームをされると、管理したいとなると、実は当事者同士になってしまいます。被害者と主管者ともうしますか、当事者同士の話し合いになってしまうと、どうしても裁判官のいない裁判みたいな感じになって、なかなか結論の見つけ方が難しい。これは学校の教師の場合も、子どもに責任を持つ立場であるがゆえに、親から問題が提起されると、なかなか、いえ実はこうなのですよと返すことが非常に難しいという立場が、問題の構造上あるような気がします。例えば、公園に張ったネット、これがあるととてもうるさいからというようなクレームがそのまま役所に行って、それでネットが外されるということではなくて、これをクレームとしてではなくて、苦情処理としてではなくて、1つの問題提起としてそれを捉えて、一緒に何が問題なのか、時間が問題なのか、それとも何が問題なのか、そのようなことを出し合いながら、歩み寄って、このような条件ならできると、この時間なら子どもたちに提供してもよいというような一致点が見いだせるようなまちづくり、それはおそらく寛容なまちづくりのシステムをどう考

えるのかということであって、個々の行事には収まらない、もっと大きな仕組みとして、裁判官がいる裁判、被告と原告がいて裁判官がいて、成り立つそのような仕組みに似たようなものを、クレームではなくて、1つの重要な問題提起として、まちもしっかりと受け止められるようなそのような仕組みというものが何かないものだろうか、そういうことが他の市町村でもし経験があるならば、それを積極的に学びながら、現場で大変ご苦労されてきた重村さんなどもそこで言いたいことを言いながら、しかし、ストレートな喧嘩ではなくて、ちゃんと議論として、最終的に一致点はこういうことではないですか、という裁定ができるような何かそんなことが小さなまち、芦屋ではできないのだろうか。本当の豊かさはそういうことではないのかなと私は思うので、そんなことも提言の中に、どのようなかたちでも盛り込めたらよいなというように思っているので、それがおそらく寛容なまちづくりというイメージをより具体的にシステム化していく上では、私はよいのではないかと思っているので、是非、今の具体的なアイデアで問題点を提言というかたちで、まとめていくのに、それぞれの方が、それぞれの立場で次の会には是非ご提案いただけるとありがたいと思います。時間が過ぎて、議長がルーズで申し訳ありませんが、一応最後の5章のところまで、継続か充実かということまで、お話をうかがったことにさせていただきたいと思います。これでこの芦屋市子ども・若者計画については、特に理念のところでは芦屋の特徴課題のようなものに、引き下げた表現をもう少し工夫するという点を受け止め、そして、重点事業の中に父親問題についてはしっかりと位置付けるということも採用させていただいて、そして、今出た貴重なご議論を必ず文章として、提言としてまとめて、この素案で終わりではなくて、さらに提言をして行くということ。それから、今後の、おそらく毎年おこなわれるのか、2年に1度おこなわれるのか、評価がおこなわれますから、その会毎に提言として、評価して終わるという形式ではなくて、そこをヒアリングも含めて事業を評価した上で、協議会としてはこのようなことを是非一歩踏み出すべきだというような提言をおこなって行くような、青少年問題協議会のあり方を模索したいと思いますので、是非ご協力をよろしくお願いしたいと思います。以上、事務局には大きな宿題を残したかたちの会議になりましたけれども、これを踏まえて、事務方の手続きを経て、パブリックコメントにこれを移すということで、それをまたうかがった上で、我々さらに協議をして、最終結論に持っていきますので、そのような段取りを念頭において、素案をこのかたちで、修正は私と事務方のほうにお任せいただいて、一応今日の議論はここまでとさせていただきたく思います。よろしいでしょうか。どうも積極的なご議論をありがとうございました。今日いただいた貴重なご意見、すくいきれないものがたくさんあったと思いますので、事務局のほう是非記録等よろしくお願いいたします。ではよろしいでしょうか。ではこれで終わります。

中村委員：後で見合わせた時に、整合性を保つことや気づいたことだったり、後でご意見が少し出てきたときに、また今後、行政内部でも手続きしていく上で、少しず

つご意見が出てくる可能性もあり、パブリックコメントをうける前に少し変わってくる可能性が出てきますので、多少のことやその整合性を図るためのものは会長と事務局とにご一任で修正させていただくということ、もしお許しいただければそのようにしていただけたらと考えます。

廣木会長：申し訳ありません。私から申し述べるべきこと伝えていただきありがとうございます。そのようなかたちで処理させていただければ、これから皆さん是非これで終わりではなくて、今日実は言えなかのだけれど、この点もということも是非出していただいて、時間の限りそれを活かしていきたいと思いますので、そういう処理を進めさせていただくということでご確認願いたいと思います。

事務局：加えてですけれども、今後の予定とといいますか、この素案がどうなっていくのかということですが、先ほど中村のほうから行政の内部的な手続きということでありましたけれども、要綱を載せておりましたが、推進本部の本部会を経て、権限は教育委員会になりますので、教育委員会にかけて、パブリックコメント案を固めた上で、もちろんその後市議会にも報告はさせていただきますけれども、12月15日号の広報芦屋で、パブリックコメントのお知らせを住人の方にして、10日後の12月25日からひと月間、1月24日まで、パブリックコメントに付するということになります。そこでいただいたご意見をまとめさせていただいて、またこの協議会にご報告させていただくという段取りになります。手続きとしては、そのようになります。

(その他)

事務局：もし必要な意見交換がございましたら、この場でお聞きしたいと思います。なければ閉会させていただきたいと思いますが、次回の日程でございますが、2月13日午後3時からよろしいでしょうか。一応その予定で、今度はできるだけ多くの方に、できましたら全員の方に出席していただければと思います。本日欠席の方も含めて、できるだけ調整させていただいて、その方向でさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

廣木会長：よろしいでしょうか、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

(閉会)

以 上